答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した地方税法(以下「法」という。)342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分及び法702条1項の規定に基づく都市計画税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求のうち、平成30年2月9日付けの固定資産税・都 市計画税賦課決定書により減額された部分に係る審査請求を却下し、 その余の部分に係る審査請求を棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長(以下「処分庁」という。)が、請求人に対し、平成29年6月1日付けで行った別紙1の物件目録記載の家屋(以下「本件家屋」という。)及び同目録記載の本件土地1ないし本件土地5(以下併せて「本件各土地」といい、本件家屋と本件各土地とを併せて、以下「本件固定資産」という。)に係る平成29年度分の固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)賦課処分(内容は、別紙2の処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。)について、本件固定資産の全てにおいて、法の非課税規定の適用をなすべきなのにこれを誤って一部不適用とした違法、不当があるとして、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性・不当性

を主張している。

- 1 請求人は、研究室、○○等の全ての施設を直接研究の用に供する 固定資産として使用している。法施行令50条の5の規定に定め る、宿舎の用に供する固定資産、他の者に貸し付けている固定資 産、職員の福利及び厚生の用に供する固定資産として使用しておら ず、課税できる固定資産には該当しない。
- 2 「学術の研究を目的とする法人」とは、その定款等の目的条項に人文科学又は自然科学の学理的研究並びにその応用に関する研究を行う旨を掲げ(形式的基準)、その組織・運営及び活動の実体から見てその目的に沿っている(実質的基準)と認められる法人をいうものと解されるところ、請求人は、定款で目的を定め、その目的達成のために「○○に関する調査研究及び顕彰・助成」と定めており、また、請求人の組織・運営及び活動は、○○を保存するとともに広く世の中に公開し、○○の研究・振興に日々取り組み、○○として伝承しており、その実体においても、非課税規定の実質的基準を満たしている。
- 3 本件処分は、請求人の認定書「6.公益事業目的」の(1)○○に関する学術研究を振興するため顕彰・助成および研究を非課税にし、(2)○○体験の提供及び○○体験を提供できる○○普及者の育成は非課税に該当しないとするものであるが、これらの(1)及び(2)は「学術の研究」の目的達成の上で不可分の関係にあり、切り離して判断すべきではない。処分庁が課税対象とした○階の書籍販売部分は○○に関係ない一般書籍雑貨等の販売を行っておらず、○、○階の○○教室と教室の運営に使用している部分は、○○における教授、夏期講座等に使用している。
- 4 公益財団法人移行後、法人税法上の収益事業の課税範囲が大幅に縮小している。法人税法上の収益事業の課税要件と固定資産税の課税要件は異なるものの、これまで処分庁において技芸教授の占有面積に関して課税処分を行ってきた経緯に鑑み、固定資産税の課税範

囲も縮小すべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、本件処分について本件減額処分により減額 された部分に係る審査請求については不適法であるから行政不服審 査法45条1項の規定により却下し、その余の部分に係る審査請求 については理由がないから、同条2項の規定により棄却すべきであ る。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年	月日	審議経過
. //-	3月26日	諮問
		審議(第21回第1部会)
平成30年	6月14日	審議(第22回第1部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 固定資産税等の賦課期日

法359条によれば、固定資産税の賦課期日は当該年度の初日の属する年の1月1日とするとされており、また、法702条の6によれば、都市計画税についても同様とされている。

そして、固定資産税等の納税義務者、課税客体、課税標準等の 課税要件は、賦課期日現在の状況によって確定されるものであ る。

(2) 固定資産税等の非課税規定等

法348条2項12号は、公益社団法人又は公益財団法人で学

術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に 供する固定資産で政令で定めるものに対しては、固定資産税を課することができないと規定している。そして、政令で定めるもの として、法施行令50条の5は「次に掲げる固定資産以外の固定 資産とする。」と規定し、次に「宿舎の用に供する固定資産」 (同条1号)、「他の者に貸し付けている固定資産」(同条2 号)、「職員の福利及び厚生の用に供する固定資産」(同条3 号)を掲げている。

そして、下級審の判決にも、「法348条2項12号は、民法 3 4 条の法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直 接その研究の用に供する固定資産については、固定資産税を課す ることができないと規定している。これは、民間学術研究機関が わが国の学術及び産業の振興上重要な使命を有することにかんが み、これに対し財政的援助を行い、学術の研究の遂行を容易にす ることを目的として規定されたものである(民間学術研究機関の 助成に関する法律1条)。このような法の趣旨に照らせば、同号 の『学術研究のため直接その研究の用に供する固定資産』とは、 常態として学術研究の目的に供する固定資産及びそれを物理的又 は機械的に維持管理するために通常必要とされる固定資産をいう ものと解するのが相当である。そして、いかなる施設がこのよう な固定資産に該当するか否かは、当該研究機関が研究対象とする 学術の内容や研究方法などを考慮した上で、個別具体的に判断す べきである。(中略)課税部分と非課税部分がある場合の課税方 法は、廊下、エレベーター、エスカレーター、機械室などは、そ れ自体は臨床医学研究の目的に供されている施設には当たらない が、施設を物理的又は機能的に維持管理するために通常必要であ るから、その全部を非課税とすべきではなく、共用部分とした上 で、各建物ごとに、課税部分と非課税部分との構成割合に応じて 按分するのが相当であり、(中略)建物の敷地の用途は、各建物 の用途と同様であるというべきであるから、建物の敷地も、各建物と同様の比率で按分して課税するのが相当である」とする判断がある(大阪高等裁判所平成19年6月26日判決。裁判所ウェブサイト裁判例情報登載・判例タイムズ1208号133頁)。

また、東京都においては、「固定資産税及び都市計画税の課税 事務の取扱いについて(通達)」(平成28年1月29日付27 主資固第243号主税局長通達。平成27年度までの税制改正等 に基づきそれまでの通達の内容を改めたもの。)により、固定資 産税等の課税事務の取扱いについては、「固定資産税及び都市計 画税課税事務提要」(以下「事務提要」という。)によるものと されている。事務提要(第2章・第4節・第2・37・(1)、(4)及 び(5))によれば、法348条2項12号に規定する「学術の研 究」とは、人文科学(社会科学を含む。)及び自然科学の研 究」とは、人文科学(社会科学を含む。)及び自然科学の研 の用に」とは、当該法人が自らの研究設備を用い、自らの研究ス タッフにより研究が行われる場合をいうとされ、「直接その研究 の用に供する固定資産」とは、学術研究のため通常必要とされる 固定資産(学術研究のために使用する研究室、図書室、実験室、 機械、器具、倉庫等)をいうとされている。

なお、事務提要は、東京都における固定資産税等の課税事務運営に当たり、税法を正しく適用するために解釈の統一を図り、能率的にして統制ある事務処理を期するため、固定資産税等の課税事務の処理要領を示したもの(事務提要第1章第1節・1)であって、法348条2項12号の規定の解釈運用指針として、合理的なものと認めることができる。

また、法702条の2第2項は、法348条2項から5項までの規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない旨規定している。

2 本件処分について

(1) 平成30年2月9日、処分庁は、本件土地3及び本件土地5について本件非課税規定を適用して、本件減額処分を行ったことが認められる。

そうすると、請求人は、その減額された限度において、本件処分の取消しを求める法律上の利益を失ったものというべきであるから、本件減額処分により減額された本件処分の部分の取消しを求める審査請求は、その限度において不服申立ての利益を欠いた不適法なものとして却下を免れない。

(2) 本件減額処分により減額された部分以外の本件処分の部分に係る審査請求について

請求人は、公益財団法人であり、本件固定資産を本件賦課期日 (平成29年1月1日)現在、所有していることが認められる。 そして、このような固定資産について、本件非課税規定が適用されるか否かは、研究対象とする学術の内容や研究方法などを考慮 した上で、個別具体的に判断すべきとする下級審判決がある(上 掲大阪高等裁判所判決)。

これを本件についてみると、本件家屋〇階の〇〇関連図書等の販売スペース部分(床面積〇〇㎡)は、〇〇に関する印刷物等の作成、販売事業のために供する部分であり、また、〇階の〇〇教室の講義室とこれに係る事務室の部分(床面積〇〇㎡)及び3階の〇〇教室の〇〇及び〇〇等の部分(床面積〇〇㎡)は、〇〇体験の提供等を通じた〇〇の普及、啓蒙事業のために供する部分であり、上記各部分のいずれも「学術研究のために直接その研究の用に供する固定資産」とまでは認められない。

したがって、処分庁が、固定資産税等に関する法令の一般的な解釈運用指針を示した事務提要(前記1・(2))に基づき、上記各部分を法384条2項12号に規定する非課税となる固定資産に該当しないと判断したことは、事務提要の定める内容も合理的なものであることから、法の解釈適用として適正なものであるとい

うことができ、処分庁の判断は相当であるものと認められる。

そうすると、本件家屋のうち上記各部分は、法348条2項1 2号に規定する、固定資産税を非課税とする要件に該当している とは言えないものであり、また、都市計画税についても、同様に 非課税とすることはできないものである(法702条の2第2 項)。

そして、処分庁は、本件家屋は、本件非課税規定の適用対象外である課税部分と本件非課税規定の適用対象部分である非課税部分とが混在していることから、廊下等を共用部分と認定した上で、当該共用部分の課税相当部分を算出した上で、本件家屋の課税床面積を算定していること、また、本件家屋の敷地となっている本件土地1、本件土地2及び本件土地4についても、同様の方法で課税地積を算定しているところ、このようにしてなされた税額算出方法は合理性を有するものであることが認められる(上掲大阪高等裁判所判決)。

したがって、本件減額処分により減額された部分以外の本件処分の部分について、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、処分庁が課税対象とした○階の書籍販売部分は○○に関係ない一般書籍雑貨等の販売を行っておらず、○、○階の○○教室と教室の運営に使用している部分は、○○における教授、夏期講座等に使用している旨主張する。

しかし、本件家屋の〇階の販売スペース部分が、〇〇に関係ない一般書籍雑貨等の販売を行っていないとしても、販売事業のために供する部分については、「学術の研究のため直接その研究の用に供する固定資産」とまでは認められないことは、上記2・(2)で述べたとおりである。また、〇階にある〇〇教室とこれに係る事務室の部分及び〇階の〇〇教室の〇〇等の部分が、〇〇における教授、夏期講座等に使用されていたとしても、〇〇教室は通常、学術研究とは認められない事業活動であるところ、当該事業

活動そのものが学術研究にあたるとする主張・立証はなく、当審査会として当該事業活動を学術研究と認定することはできない。

したがって、上記各部分はあくまでも「学術の研究のため直接 その研究の用に供する固定資産」とまでは認められず、請求人の 主張をもって本件減額処分後の本件処分の部分に違法又は不当な 点があるとすることはできない。

4 請求人は、公益財団法人移行後、法人税法上の収益事業の課税 範囲が大幅に縮小していることから、固定資産税の課税範囲も縮 小すべきである旨主張する。

しかし、国税である法人税と地方税である固定資産税等とでは、その課税要件を異にするものであり、税の軽減、免除は税目ごとに法律又は条例が規定を設けているから、税目の違うものを同様に取り扱うことはできないものであり、この点に関する請求人の主張をもって本件減額処分後の本件処分の部分を取り消すことはできないものである。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、処分庁が本件減額処分後の本件処分の部分について、固 定資産税等の税額を算出した過程において違算等も認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法 令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に 行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名) 髙橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び2 (略)